

「石油コンビナート等における特別防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令」及び「石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令」について

消防庁特殊災害室

1 はじめに

消防庁では、石油コンビナート等における特別防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令(令和2年総務省令第125号)及び石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令(令和2年総務省・経済産業省令第4号、以下「改正省令」という。)を、令和2年12月25日に公布・施行しました。

改正省令は、様式上に規定されている押印に関する事項についての内容としています。以下、この改正省令について御紹介します。

2 様式上に規定されている押印に関する事項について

(1) 改正の背景

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定(令和2年5月14日変更))において、事業者における在宅勤務(テレワーク)等、人と人との接触機会を低減すること等が求められておりました。これに対応し、消防庁では、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた石油コンビナート等災害防止法令関係手続における押印の省略等について(通知)」(令和2年5月15日付け消防特第51号・2高圧第3号)を発出し、石油コンビナート等災害防止法令等の規定に基づき、各消防本部等に対し提出することとされている申請書、届出書等(以下「申請書等」という。)のうち、石油コンビナート等災害防止法令等の定める様式において押印を求めるものについては、臨時的措置として、押印がされていない場合であっても、受け付けることを可能といたしました。また、申請書等については、可能な限り電子メール等により受け付けることと通知いたしました。

その後、さらに行政サービス等におけるデジタル化の推進に対応すべく、規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、各府省庁に対し、所管する行政手続等のうち、法令等により、国民や事業者等に対して書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続きを求めているものについて見直しを行い、法令、告示、通達等の改正を行うといった制度的対応が求められてきました。

これを受け、消防庁においても5月に発出した通知での臨時的措置について、制度的対応を行う観点から、今般の改正を行うことにいたしました。

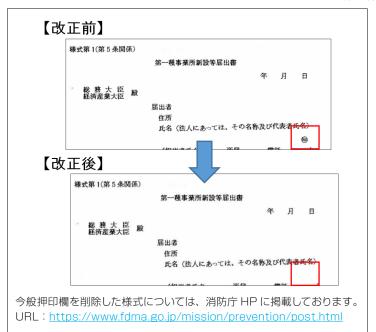
(2) 改正省令の概要

今般の改正では、石油コンビナート等における特別防災施設等及び防災組織等に関する省令(昭和 51 年自治省令第 17 号)及び石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令(昭和 51 年通商産業省・自治省令第1号)に規定する各様式における届出者等の押印については不要とし、各様式中の印マークを削除しました。これは、今回、印マークを削除した石油コンビナート等災害防止法令上の申請・届出等は、それを受けて行われる検査や添付資料の提出等、許可等を行う過程で、当該申請や届出の真正性が確認できるものであり、押印さ

ISSN 2433-8214

れていることをもって真正性を確認していることはないためです。

また、改正省令の公布と同日、「石油コンビナート等災害防止法関連法令に規定されている様式上の押印の廃止について(通知)」(令和2年12月25日付け消防特第171号・2高圧第18号)を各消防機関等宛てに発出しました。これらでは、申請書等については、押印の廃止に伴い、電子メール、電子申請システム等による提出が可能となったことを踏まえ、各地方公共団体等において受付アドレスの整備等、電子メール等による受付体制の整備を行うとともに、電子メール等による申請等が可能である場合には、その旨を周知・広報することが適当である旨を通知いたしました。また、各地方公共団体が条例や規則で定めている様式や、法令に基づかず、各地方公共団体が独自に提出を求める様式で、



押印によらずとも真正性等を確認できるものについては、同様に取り扱うことが適当である旨を通知いたしました。

3 おわりに

ここまで、今般の改正省令の内容について概観しました。今般の改正省令を含む石油コンビナート等災害防止法令の遵守 や適切な取扱いの徹底をお願いします。